

令和8年2月13日  
新潟県教育委員会

2月13日付けで、教職員3人に対して下記のとおり懲戒処分を行いました。

## 記

No.	被処分者	処分内容	事件の種類	事件の概要
1	県立十日町 高等学校 宮澤 竜一 事務長 61歳	免職	横領 文書偽造	令和7年4月から同年10月までの間、勤務校において、学校徴収金等を計4,758,940円私的に流用した。 また、一部の支払いについて、振込受領証を偽造し、支払いが行われたかのように装った。
2	長岡市立 越路中学校 嶋津 建司 教諭 55歳	免職	飲酒運転	令和7年8月5日(火)、飲食店にて飲酒后、自家用車内で仮眠をとった。 翌日午前3時頃、帰宅するために自家用車を運転した際、巡回中の警察官から呼気検査を受け、呼気1リットル中0.25mg以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙された。  【付帯事項】 ・令和7年10月、罰金50万円の刑事処分を受けた。 ・令和7年12月、運転免許取消しの行政処分を受けた。

3	中越地方 高等学校 男性主事 20歳代	減給 1 月	交通法規違反	<p>令和 7 年10月、私用のため、自家用車を運転して高速道路を158km/hで走行し、58km/hの速度超過違反を犯した。</p> <hr/> <p><b>【付帯事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年12月、罰金 7 万円の刑事処分を受けた。</li> <li>・ 令和 7 年12月、運転免許停止90日間の行政処分を受けた。</li> </ul>
---	------------------------------	--------	--------	--

本件についてのお問い合わせ先

No. 1 及びNo. 3 については

総務課 電話 025-280-5885

課長 明間 (内線 3790)

参事 中原 (内線 3789)

No. 2 については

義務教育課 電話 025-280-5886

課長 川村 (内線 3850)

課長補佐 山川 (内線 3851)